

死体解剖保存法（抄）（昭和二十四年六月十日法律第二百四号）

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二～七（略）

第四条 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

医道審議会 死体解剖分科会

- ✓ 死体解剖分科会は、厚生労働大臣から諮問された審議対象者について、解剖経験年数、経験件数、解剖に関連する研究・教育業務に従事等を審議し、審議結果を厚生労働大臣に答申し、厚生労働大臣は答申を踏まえ認定を行う。
- ✓ 審議は「死体解剖資格認定要領」（平成15年局長通知）に基づいて行われる。

（参考）分科会のメンバー

井出 吉信	東京歯科大学学長	鈴木 秀人	東京都監察医務院部長監察医
岩瀬 博太郎	千葉大学大学院医学研究院教授	○深山 正久	東京大学大学院教授
内山 安男	順天堂大学大学院医学研究科教授	松本 純一	公益社団法人日本医師会常任理事
大澤 資樹	東海大学医学部基盤診療学系法医学教授	柳川 忠廣	公益社団法人日本歯科医師会副会長
河田 光博	佛教大学保健医療技術学部教授	西 真弓	奈良県立医科大学医学部医学科教授
北川 昌伸	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授		

※ 50音順、○印は分科会長 医師9名、歯科医師2名の計11名で構成

（平成29年3月5日現在）

現行の認定要領の概要

- **医師・歯科医師**は、大学の解剖学教室、病院等において、解剖関連の研究・教育に2年以上従事し、解剖補助5体、主執刀15体以上の経験を有する者。
- **医師・歯科医師以外の者**は、大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職又はそれと同等と認められる者であって、解剖関連の研究・教育に5年以上従事し、直近の5年以内に解剖補助25体、主執刀25体以上の経験を有する者。

主な改正内容(案)

1. 用語の定義の明確化・適正化

- 「局所解剖」の定義を「**胸腔及び腹腔を開検する解剖**」と明確化し、**脳のみ**の解剖は除く。
- 旧要領の(2)アの「大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者」を「解剖学の常勤の助教又は専任講師として所属している者」とする。

2. 解剖の指導体制についての要件を追加

- 原則として、**解剖学、病理学、法医学講座等において、適切な指導を受けていることを要件とする。**

3. その他主な改正点

- 死体解剖を行う者として、**学術的・倫理的に著しく不適格な者は分科会の判断で不認定とできること。**
(例)過去に死体損壊等罪で刑罰に処せられた者